

付表-1 条件変更に関する手続と対応の一覧表(レディーミクストコンクリート)

項 目	事前届け <sup>注1)</sup>			書類審査 <sup>注2)</sup>	臨時の審査	
	様式①	様式②	様式③		工場審査	製品試験
<b>■一般事項</b>						
品質管理体制(基準A・B)の変更	-	-	●	●	●	-
組織の変更	●	-	-	●	-	-
品質管理責任者の変更	●	-	-	●	-	-
製造事業者名及び住所の変更	別途お問い合わせください			●	-	-
代表者の変更	-	-	●	-	-	-
事業承継	別途お問い合わせください			●	○	○
工場名及び所在地の変更	別途お問い合わせください			●	-	-
工場移転[新規申請扱い]	別途お問い合わせください			●	●	●
休止工場の生産再開	別途お問い合わせください			●	○	○
<b>■製品関係</b>						
認証区分の追加[追加申請扱い]	別途お問い合わせください			●※	●	●
認証区分内の呼び強度等の追加	-	-	●	●※	-	-
表示(報告類)の変更	●	-	-	●	-	-
製品の設計(配合の変更・追加等)	-	●	-	●※	○	○
製品の検証方法(試験手順等)	-	●	-	●※	○	○
<b>■原材料関係</b>						
セメントの変更・追加	-	●	-	●※	-	-
骨材の変更・追加	-	●	-	●※	-	-
水の変更・追加	-	●	-	●※	-	-
混和材(剤)の変更・追加	-	●	-	●※	-	-
<b>■製造工程・製造設備・検査設備</b>						
製造工程の変更	-	●	-	●※	○	○
製造ライン(コンベア等)の補修・改修	不 要			-	-	-
材料計量装置の変更・追加	-	●	-	●※	○	○
ミキサの変更	-	●	-	●※	○	○
ミキサの消耗部品交換	不 要			-	-	-
プラントの増設	-	-	●	●※	●	●
プラントのSB	-	●	-	●※	●	●
主要検査設備の変更	●	-	-	●	-	-
表中の見方 ●：必ず実施する。 ○：書類審査の結果から必要と判断した場合に実施する。 「-」：原則として実施しない。ただし、提出書類に疑義があれば、臨時の審査を必要に応じて実施する場合があります。						

**注1)事前届け**

様式①:「申請書添付書類変更届」・・・原則、事前にご提出ください。

様式②:「技術的生産条件等の事前変更届」・・・変更予定日(通常の生産開始日)の2週間以上前までにご提出ください。

様式③:「製品認証範囲変更届」・・・原則、事前にご提出ください。

なお、GJ-CASを利用した審査の申請を行い、評価判定結果通知を受け取った場合は、それ以降の変更届はGJ-CASで行っていただきます(様式③による届け出は除く)。

**注2)書類審査**

書類審査欄「※印」は実機試験データの提出が必要となります。

その他条件変更等に関する手続きの具体的内容についてはお問い合わせください。